消費者写過多元

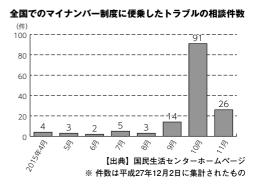
問/地域づくり支援課 ☎463-2648

『マイナンバー制度で必要!?』『個人情報が漏れている!?』 公的機関をかたった電話等の相談が増えています!

昨年10月から通知が始まった『マイナンバー』、複数の個人情報 流出事件等に便乗し、公的機関をかたった電話や訪問に関する相談 が、各地で多く寄せられています。

これらの手口は、公的機関等を名乗り消費者を信用させ、「手続き上必要」「調査をしている」などと偽り、マイナンバーや氏名、家族構成、資産、口座番号などの個人情報を聞き出そうとしてくるものや、最終的にお金をだまし取ろうとするものです。

今回は具体的な相談事例も交えて、この悪質な手口について紹介します。



マイナンバー制度に便乗した手口

- 【事例①】「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報を調査中です」と訪問があり、資産や保険の契約状況などを聞かれた。
- 【事例②】「公的機関に寄付をするため、あなたのマイナンバーを貸してほしい」と電話があり教えたところ、別の人物から「マイナンバーを教えたのは犯罪だ」と連絡があり、解決金の支払いを要求された。
- 【事例③】スマートフォンに「未払金請求」とのメールがあり、身に覚えがない ので電話をかけたところ、「未払い情報がブラックリストに載って おり、7日以内に支払わないと、マイナンバーに情報が記録されてしまう」と言われた。

相談員からのアドバイス

『マイナンバー制度』に便乗し、「手続きに必要」「調査している」などと個人情報を聞き出そうとしてくるものが多いようですが、中には「犯罪だ」と脅すなどし、お金をだまし取ろうとしてくるものもあります。

マイナンバーの通知や利用、個人カードの交付手続き等で、公的機関が口座番号や資産状況の個人情報、お金やキャッシュカードの要求、ATMの操作を依頼することはありません。また、【事例②】のように、不正な提供依頼を受けて自身のマイナンバーを他人に教えてしまっても、刑事責任を問われることはありませんし、マイナンバーの利用は法律や条例で定められた手続きに限定されていますので、【事例③】のようにブラックリストに使用されることもありません。上記のような電話や来訪には、決して応じないようにしましょう。

マイナンバー制度に関するお問い合わせは、国が開設しているマイナンバー総合フリーダイヤルへ!マイナンバー総合フリーダイヤル **☎**0120-95-0178(無料)

平日 9:30~22:00 土・日曜日、祝日 9:30~17:30(12月29日~1月3日を除く)

※ 一部 I P電話等で上記ダイヤルにつながらない場合(有料)

・マイナンバー制度に関すること

☎050-3816-9405

・「通知カード」「個人番号カード」に関すること

☎050-3818-1250



個人情報が流出しているという不審な電話

【事例①】消費生活センターを名乗り、「あなたの個人情報が漏れているようだ。情報を確認したい」と電話があり、家族構成などを聞かれた。

【事例②】公的機関のような名称のところから、「あなたの個人情報がA社に漏れているが、削除を希望するか。このままにしておくと、家族にも悪影響が出るかもしれない」と電話があった。怖くなって削除を依頼すると、自分に振られているという『番号』を教えられ、「代理人を立てる必要がある」と言われた。紹介された代理人からの依頼で『番号』を教えたところ、後日A社から「番号を他に教えるのは違法行為だ。そのせいで社員が捕まった」と言われ、多額の保釈金を請求された。

相談員からのアドバイス

「個人情報が漏えいしている」「削除してあげる」「そのままにしておくと悪い影響がある」などと言い、消費者の不安をあおって個人情報を聞き出そうとしたり、最終的にはお金をだまし取ろうとする手口です。【事例②】に関しては、『公的機関』と『代理人』、『A社』の3者を同一の人物、または仲間内で演じ分ける『劇場型勧誘』と呼ばれる手口であると考えられます。

一度流出してしまった個人情報を全て削除することはほぼ不可能であり、個人情報の削除を持ちかける電話は詐欺です。そもそも、本当は情報の流出はなく、相手がウソをついているかもしれません。公的機関等の職員がこのようなことを電話やメールで連絡することは絶対にありませんので、相手にせず、すぐに電話を切ってください。

今回取り上げたような悪質・詐欺的な電話等は、年々複雑・巧妙化し、相談件数も増加しています。被害に遭わないために、相手が公的機関を名乗っていても安易に自身の情報を伝えず、不審な点があれば、相手の言う連絡先ではなく、改めて自分で調べた連絡先に確認をすることも必要でしょう。また、詐欺的な勧誘では、一度お金を渡してしまうと取り返すことが非常に困難です。相手は「時間が無い」「裁判になる」等の理由でせかし、消費者を不安にさせ、冷静な判断ができないように仕向けます。少しでも不安を感じたら、まずは家族等身近な人や、消費生活相談室にご相談ください。

朝霞市消費生活相談

消費生活相談では、製品の品質や安全性、契約、架空・不当請求、悪質商法、多重債務問題等について、相談を受け付けています。面談だけではなく、電話での相談も可能です。お困りのときには、ぜひご相談ください。

【相談日】毎週月〜金曜日(祝日、12月29日〜1月3日を除く) 午前10時〜正午、午後1時〜4時

【場 所】消費生活相談室(朝霞市役所別館4階 48番窓口)

【電 話】463-1111(内線2256)



消費者ホットライン **188** 番 (嫌や!泣き寝入り!)

国が運営する『消費者ホットライン』が、平成27年7月1日から3桁の番号『188(嫌や!)』番で利用できるようになりました。このサービスは、消費生活相談窓口の存在や連絡先を知らない方に、お近くの相談窓口を案内するものです。朝霞市の相談窓口が開所していないときも、埼玉県の相談窓口などにつながるか、または、窓口の「名称」、「受付時間」や「電話番号」のお知らせをします。

消費生活相談でどこに相談してよいか分からないときには、「188番」をダイヤルしてください。



暖房器具で思わぬ事故に遭わないように!

暦の上ではもう春(立春)ですが、まだまだ寒い日が続きます。そんな寒い日の必需品「暖房器具」。暖かくとても便利ですが、使用方法を間違えると大変な事故を起こしてしまいます。事故に遭わないためには使用方法などをしっかり確認し、間違った使用をしないように気をつけましょう。

○湯たんぽで低温やけど

長時間湯たんぽを使用していたところ、低温や けどを負ってしまった。

「低温やけど」は、湯たんぽやこたつのほか、使い捨てカイロ、暖房便座などでも発生します。同じ部位を長時間温めないようにし、湯たんぽやカイロなどは高度型に触れないように使用しま



などは直接肌に触れないように使用しましょう。

○電気ストーブに布団が触れて火災

電気ストーブをベッドの近くで使用していたら、 布団が触れて火事になった。

布団や毛布などがストーブに触れるとその熱で火がつく ことがあります。ストーブの近くに燃えやすいものを置 かないようにしましょう。また、寝る時は電源を切るよ うにしましょう。

○石油ストーブでの事故

石油ストーブの火を消さずにカートリッジタンクに 給油した際、カートリッジタンクのふたの締め方が 不十分だったためにストーブの火に引火して、住宅 を全焼した。

石油ストーブは必ず火を消してからカートリッジタンクに給油し、ふたが確実に締まっているかよく確認しましょう。



閉め切った部屋で石油ストーブをつけたまま就寝したところ、石油ストーブが不完全燃焼状態となり、一酸化炭素中毒になった。

石油ストーブを使用する際は、こまめに窓を開けるなど換気を しましょう。また就寝時には、ストーブを使用しないようにし ましょう。

衣類等の洗濯表示が変わります

平成28年12月1日(水)から衣類の取扱い表示が変わります。新しい「取扱い表示記号」は、国際規格の表示記号と同じ記号を用いています。記号の種類も22種類から41種類に増え、より細かな表示になります。ここでは基本の記号を紹介します。記号の意味を理解して衣類を大切に取り扱いましょう。

○新しい「取扱い表示」のポイント

「基本記号|「付加記号|「数字|の組み合わせで構成されます。

・5つの基本記号



家庭洗濯

通常の強さ



漂白



乾燥



アイロン





・禁止



記号と組み合わせて 禁止を表します。

数字

(例)

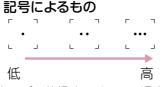
・付加記号と数字

強さ(基本記号の下に付加)

線なし [一] [=]

「線(-)」が増えるほど弱くなり ます。

温度(基本記号の中に付加)



タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(・)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。

95

このように変わります



液温は60℃を限度と し洗濯機で通常の洗濯 処理ができる





60

日陰のつり干し乾燥がよい



アイロン仕上げ処理は できない

非常に弱い